

別紙: 定期報告の対象となる就寝用福祉施設

平成28年6月1日作成

就寝用福祉施設	備考欄
サービス付き高齢者向け住宅	※「共同住宅」「寄宿舍」「有料老人ホーム」いずれかに該当。
認知証高齢者グループホーム、障害者グループホーム	※「寄宿舍」に該当。
助産施設、乳児院、障害児入所施設	
助産所	
盲導犬訓練施設	
救護施設、更生施設	
老人短期入所施設	
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所	※「老人短期入所施設」に該当。
老人デイサービスセンター（宿泊サービスを提供するものに限る。）	※「老人短期入所施設に類するもの」に該当。
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム	
母子保健施設	
障害者支援施設、福祉ホーム	